

# 岡山県農林漁業担い手育成財団就業奨学金の手引き

## 1 目的

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校の生徒、並びに農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づく道府県が設置する農業者研修施設たる道府県農業大学校、民法（明治29年法律第34条）に基づく財団法人中国四国酪農大学校（以下「農大等」という。）に在学する生徒で、将来、県内で自家の農林漁業に専業として従事しようとする者に対し就業奨学金を貸与することにより、農林漁業への新規就業者の確保と育成に資することを目的とする。

### ア 自家の農林漁業とは

次に定める条件を満たす経営基盤等を利用して農林漁業経営に従事することをいう。

(7) 土地利用型農業の経営者については、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第2号に定める権利を同項第5号で定める面積以上取得していること。

(4) 施設型畜産や施設園芸等(7)以外の農業経営者及び漁業経営者については、将来にわたり専業として経営を続け、地域農漁業発展の中核者たりうる施設等経営基盤を保有していると認められること。

(ウ) 林業経営者については、岡山県林業後継者資金利子補給金交付要領（制定 昭和49年7月22日林第292号）2の(2)の規定により定めた岡山県林業後継者認定要領2の経営規模以上を保有していること。

(イ) 農業経営者で、(7)（土地利用型農業）及び(4)（施設型農業）を重複して経営する者については、いずれか一方の経営において、(7)で定める面積要件又は(4)で定める経営基盤要件を満たす場合、支給対象者が有すべき条件を具備しているものとする。

### イ 専業とは

自家の農林漁業経営に年間概ね250日以上従事し、他に固定した職を持たないことをいう。

### ウ 実務研修とは

国及び県等が実施する農村青少年等先進農家留学研修、米国派遣農業研修、岡山県青年実習生ブラジル国派遣研修、農民教育施設（農林水産省農業者大学校）等知事が承認した先進農家等の実務研修並びに学校教育法に基づく大学での就学。

(2) 財団奨学生は、この就業奨学金制度の目的を正しく認識し、財団奨学生としての自覚と誇りを持って学業に専念しなければならない。

## 2 貸与の手続き等

(1) 理事長は就業奨学金を借り受けようとする者に対し、予算の範囲内で就業奨学金を無利子で貸与する。

(2) 就業奨学金の貸与を受けようとする者は次の書類を、各学校長を経由して岡山県農林漁業担い手育成財団事務局へ提出すること。

① 就業奨学金貸与申請書（様式第1号） 1通

② 所属学校長の推薦書（様式第13号） 1通

（学校長は、1の目的を十分達成できるかどうかを調査判定のうえ推薦するものとする。）

(3) 就業奨学金貸与申請をする際、次の2名を連帯保証人として立てなければならない。

① 貸与を受けようとする者の父又は母（父母がともにいない場合は、これに代わるものとして理事長が認めた者）

② 独立して生計を営んでいる成年者

(4) 理事長は、申請書の締切後、申請書等を審査の上、本人並びに関係学校長に貸与の可否を通知する。書類の不備なもの並びに不審な点については、本人並びに学校等に照会する。照会を受けた者は定められた期日までに回答すること。

## 3 貸与期間

就業奨学金の貸与期間は、貸与を決定した月の所属する年度から財団奨学生が在学する高等学校並びに農大等の正規の修業期間を終了する月までの期間とする。

## 4 就業奨学金の貸与月額（年額）

就業奨学金の貸与月額（年額）は、次の区分による。

区 分	貸 与 月 額
国立又は公立の高等学校の生徒	10,000円
私立高等学校の農林水産業に関する学科の生徒	20,000円
私立高等学校のその他の学科の生徒	10,000円
農大等の生徒	年額110,000円

## 5 就業奨学金の交付の方法等

- (1) 就業奨学金は6か月分毎にまとめて、年2回貸与する。
- (2) 学校長は新たに貸与決定通知を受けた者及び継続して貸与を希望する財団奨学生の就業奨学金受領に関する委任状（様式第16号）をとりまとめ、定められた期日までに提出すること。
- (3) 学校長は定められた期日までに、就業奨学金振込依頼通知書（様式第15号）を理事長に提出すること。
- (4) 学校長は、就業奨学金の振込を受けたときは、速やかに所属財団奨学生の就業奨学金受領書（様式第17号）の写しを添えて就業奨学金領収書（様式第18号）を財団事務局に提出すること。
- (5) 財団奨学生は、貸与期間が満了したとき、または貸与の中止等（死亡や退学、あるいは就学の見込みがなくなったとき、本人が貸与を辞退したとき、その他就業奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき等）の場合には、貸与された就業奨学金の全額について就業奨学金借用証書（様式第2号）を財団事務局に提出すること。

## 6 貸与の中止及び休止等

- (1) 財団奨学生が次のいずれかに該当する場合には、翌月から就業奨学金の貸与を中止する。
  - ① 死亡し、又は退学したとき。
  - ② 心身の故障のため就学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
  - ③ 就業奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
  - ④ その他就業奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (2) 財団奨学生が次のいずれかに該当する場合には、その翌月から復学等をした月の期間は奨学金の貸与を休止する。
  - ① 休学もしくは停学処分を受けたとき。
  - ② 進級できなかったとき。

## 7 就業奨学金の返還について

- (1) 財団奨学生であった者は、次のいずれかに該当する場合には、その事由の生じた日から3年以内に貸与を受けた就業奨学金の全額を理事長に返還しなければならない。
  - ① 貸与を中止されたとき（ただし、義務が生じた後も引続きその学校に在学中の者は、在学期間中は返還を猶予する。）
  - ② 高等学校並びに農大等を卒業後6か月を経過（この間に実務研修等を受ける場合は、実務研修等を終了後6か月を経過）して県内で自家の農林漁業に

専業として従事しなかったとき。

- ③ 県内で自家の農林漁業に専業として従事した期間が3年に達しない間に農林漁業の業務以外の事由により、死亡し又は農林漁業に専業として従事することができなくなったとき。
- (2) 財団奨学生であったものは、就業奨学金を返還すべきこととなった日から2週間以内に就業奨学金の返還について、返還期日、金額、その他必要な事項を記載した就業奨学金返還明細書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

なお、支払方法は半年賦、年賦、一括払いのいずれかとする。
- (3) 返還すべきこととなった日から2週間以内に就業奨学金返還明細書を提出しないときは、理事長は就業奨学金の返還について、返還期日、金額、その他必要な事項を指示することができる。

## 8 返還の免除

貸与期間が満了し、卒業後県内で自家の農林漁業に専業として従事し、その期間が満3か年に達したときは、2週間以内に免除申請書を財団事務局に提出すること。

なお、免除申請書には通算3か年以上就農したことを証する市町村長の証明書（様式第14号）を添付すること。

## 9 就業奨学金の返還猶予

就業奨学金の貸与を中止された後も在学している場合、及び災害、疾病、その他やむを得ない事由が生じた場合は、事由が生じた日から7日以内に在学届（様式第7号）又は返還猶予申請書（様式第5号）を財団事務局へ提出すること。

## 10 延滞利息

返還金を正当な理由がなく、支払期間の3か年を経過しても全額を支払わなかった時は、返還金の残金に対し年率14.5%の延滞利息を支払わなければならない。（閏年も365日当たりの計算割合とする。）

## 11 届出等

財団奨学生もしくは財団奨学生であった者又は連帯保証人は、次の事由が生じた場合は7日以内に財団事務局に必要な届出を行うこと。

- (1) 財団奨学生もしくは財団奨学生であった者が死亡したとき。（様式第12号）
- (2) 連帯保証人が死亡したとき、その他連帯保証人を変更する必要が生じたとき。（様式第11号）

- (3) 財団奨学生が退学し、休学し、転学し又は進級できなかったとき。(様式第8号、9号、7号)
- (4) 財団奨学生であった者が大学に進学したり、実務研修を受けようとするとき。(様式第6号)
- (5) 財団奨学生が就業奨学金の貸与を辞退しようとするとき。(様式第12号)
- (6) 財団奨学生もしくは財団奨学生であった者及び連帯保証人が転職、住所、氏名の変更をしたとき。(様式第11号)

## 12 その他

農業大学校及び中国四国酪農大学校の学生については、平成19年6月1日付け岡担財第32号の運用通知のとおり、就農奨学金貸与の対象者は就農計画の認定を受けた者(認定就農者)とする。

## 13 書類の提出及び問い合わせ先

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁南棟1階

岡山県農林漁業担い手育成財団

TEL(086)226-7423 FAX(086)226-2120